

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

- 平成二十一年度砂利採取業務主任者試験の実施(三七二・河川砂防課)……………1
- 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表(三七三・河川砂防課)……………1
- 道路区域の変更(三七四・三七五・北秋田地域振興局建設部)……………1
- 都市計画事業の認可の告示(三七六・平鹿地域振興局建設部)……………2
- 公 告……………2
- 一般競争入札の実施(雇用労働政策課)……………3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の役員の就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………3
- 公安委員会告示……………3
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(八五・生活環境課)……………3

## 告 示

### 秋田県告示第三百七十二号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、次のとおり平成二十一年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月十四日

- 一 試験の日時及び場所……………秋田県知事 佐 竹 敬 久
- (一) 日時……………平成二十一年十一月十三日(金) 午前十時から正午まで

- (一) 場所……………秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 八階 大会議室
- 二 試験科目……………
- (一) 法令……………砂利の採取に関する法令
- (二) 技術……………砂利の採取に関する技術的な事項(基本的な土木及び河川工学に関する事項を含む)

- 三 受験資格……………年齢、性別及び学歴は問わない。
- 四 受験申込みに必要な書類……………
- (一) 受験願書……………秋田県で印刷した所定用紙
- (二) 履歴書……………秋田県で印刷した所定用紙
- (三) 写真……………受験願書提出前六月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦十一センチメートル、横八センチメートル(手札形)のもので、その裏面に、氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの 一枚

- 五 受験願書及び履歴書用紙の配布……………
- (一) 期間及び時間……………秋田県の休日を除き、平成二十一年八月二十四日(月)から同年十月九日(金)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所……………秋田県内の各地域振興局建設部

- 六 受験願書の受付……………
- (一) 期間及び時間……………秋田県の休日を除き、平成二十一年九月七日(月)から同年十月九日(金)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所……………秋田県内の各地域振興局建設部

- 七 受験手数料……………
- (一) 額……………七千六百元
- (二) 納付方法……………

- 八 合格者の発表……………
- 試験結果の開示請求……………
- (一) 開示内容……………科目別得点及び総合得点
- (二) 開示請求の受付期間……………秋田県の休日を除き、平成二十一年十二月八日(火)から平成二十二年一月七日(木)の午前九時から午後五時まで
- (三) 開示する場所……………秋田県建設交通部河川砂防課及び秋田県内の各地域振興局建設部

- 九 試験結果の開示請求……………
- (一) 開示内容……………科目別得点及び総合得点
- (二) 開示請求の受付期間……………秋田県の休日を除き、平成二十一年十二月八日(火)から平成二十二年一月七日(木)の午前九時から午後五時まで
- (三) 開示する場所……………秋田県建設交通部河川砂防課及び秋田県内の各地域振興局建設部

- 十 試験についての問い合わせ先……………
- (一) 秋田県建設交通部河川砂防課(電話〇一八―八六〇―二五一一)
- (二) 又は秋田県内の各地域振興局建設部

**秋田県告示第三百七十三号**

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

平成二十一年八月十四日

- 一 浸水想定区域を指定した河川の名称……………秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 一級河川阿仁川、一級河川小阿仁川、一級河川小猿部川、一級河川綴子川及び一級河川松木内川
- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深……………
- 次の図のとおり……………

(次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、北秋田地域振興局建設部、仙北地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。)

**秋田県告示第三百七十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年八月十四日

- 秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧		
比内田代線			A	大館市赤石字大道添二二番二地先から板沢字愛宕下一四九番二まで	七・〇〇〃七四・〇〇	一・四一九
			B	大館市赤石字大道添三〇番三から板沢字愛宕下一四九番二まで	一三・〇〇〃三四・〇〇	一・七四〇
比内田代線				大館市赤石字大道添二二番二地先から板沢字愛宕下一四九番二まで	一三・〇〇〃三四・〇〇	一・七四〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年八月十四日から同月二十八日まで

秋田県告示第三百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年八月十四日

秋田県知事 佐竹敬久

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧		
鷹巣川井堂川線			A	北秋田市鎌沢字狐森八七番地先から北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上一番五地先まで	九・〇〇〃二〇・〇〇	〇・八五〇
			B	北秋田市鎌沢字狐森八七番地先から北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上一番五地先まで	一六・〇〇〃三三・〇〇	〇・八二〇
鷹巣川井堂川線			A	北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬ハサバ七番三地先から字大阿瀬馬道上一七番一地先まで	九・〇〇〃二〇・〇〇	〇・二二〇
			B	北秋田市鎌沢字狐森八七番地先から北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上一七番一地先まで	一六・〇〇〃二九・〇〇	〇・八二〇
鷹巣川井堂川線			A	北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬ハサバ七番三地先から字大阿瀬馬道上一七番一地先まで	九・〇〇〃二〇・〇〇	〇・二二〇
			B	北秋田市鎌沢字狐森八七番地先から北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上一七番一地先まで	一六・〇〇〃二九・〇〇	〇・八二〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年八月十四日から同月二十八日まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年八月十四日

秋田県知事 佐竹敬久

一 都市計画事業の種類及び名称

- 横手都市計画道路事業 三・四・五号 中央線、三・四・六号 八幡根岸線

二 施行者の名称 秋田県

三 事務所の所在地

秋田県告示第三百七十六号

<b>公 告</b>	<p>横手市旭川二丁目三番四十一号 事業地の所在 取用の部分 秋田県横手市幸町、本町及び二葉町地内 使用の部分 なし</p> <p>次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成二十一年八月十四日 秋田県知事 佐 竹 敬 久</p> <p>一 入札に付する事項        (一) 業務の名称            早期離職防止プログラム実践事業業務委託            業務の仕様等        (二) 入札説明書及び仕様書による。        (三) 履行期間            契約締結の日から平成二十二年三月三十一日(水)まで        (四) 履行場所            仕様書で指定する場所        二 入札に参加する者に必要な資格            次に掲げる要件を全て満たしている者であること。        (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。        (二) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。        三 契約条項を示す場所等        (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先            郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号            秋田県産業経済労働部雇用労働政策課Aター・若年者支援班            電話番号〇一八(八六〇)二三三六        (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法            秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年八月十七日(月)から同月二十四日(月)までの期間、随時交付する。</p>
------------	--

<p>五 入札執行の日時及び場所 平成二十一年八月二十七日(木)午後三時三十分 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁舎(本庁舎)地階 入札室 入札保証金 六 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。 七 その他        (一) 入札の方法            落札決定に当たっては、落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。            このため入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。        (二) 入札の無効            規則第六十六條に規定するところによる。        (三) 落札者の決定方法            予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。        (四) その他            詳細は、入札説明書による。</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、鳥海町上川内堰土地改良区から次のとおり役員 の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。 平成二十一年八月十四日 秋田県知事 佐 竹 敬 久</p> <p>一 退任理事の住所及び氏名        由利本荘市鳥海町上川内字田代二百三十一番地 高橋 東悦        " " " " 七十一番地の一 佐藤 貞一        " " " " 字平根四十六番地の一 村上 芳美        " " " " 字園地九十三番地の一 高橋 幸助        " " " " 字堰ノ上五番地の一 佐藤 春男        " " " " 字河台三十一番地 村上 嘉和        " " " " 伏見字久保百番地の三 佐藤 和行</p>
---	--

<p>二 就任理事の住所及び氏名        由利本荘市鳥海町上川内字田代六十八番地 本多 和栄        " " " " 七十一番地の一 佐藤 貞一        " " " " 字平根四十六番地の一 村上 芳美        " " " " 字滝野二十六番地の一 高橋 雄紀        " " " " 字堰ノ上五番地の一 佐藤 春男        " " " " 字河台四十五番地 鈴木 信男        " " " " 伏見字久保百番地の三 佐藤 和行        三 退任監事の住所及び氏名        由利本荘市鳥海町上川内字平根九十五番地の五 村上 隆三        " " " " 字山崎十七番地の二 小幡 賢朗        " " " " 字外山十六番地 豊島 義隆        四 就任監事の住所及び氏名        由利本荘市鳥海町上川内字平根九十五番地の五 村上 隆三        " " " " 字園地九十番地 佐藤 長吉        " " " " 字西野九十九番地 佐藤 吉藏</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から次のとおり 役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公 告する。 平成二十一年八月十四日 秋田県知事 佐 竹 敬 久</p> <p>就任理事の住所及び氏名 横手市清水町新田字宮下百七十五番地 加藤 智記</p>	<b>公安委員会告示</b>	<p>秋田県公安委員会告示第85号 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5條の3第 1項の規定による銃銃及び空気銃の取扱に関する講習会を実施 するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33 号)第5條の8第2項の規定に基づき、公表する。 平成21年8月14日 秋田県公安委員長 柴 田 寛 彦</p> <p>1 実施年月日 平成21年9月18日(金)午前9時から午後4時30分まで 2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふ きみ会館 3 講習科目及び講習時間数</p>
--	----------------	---

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員  
40人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成21年8月14日(金)から同年9月15日(火)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地在管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

--	--	--

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubarata@matsubaratahatsusai.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄